

門真市発注の入札に係る質問・回答書

件 名 門真市民文化会館大規模改修工事

	質 問	回 答
1	<p>一般競争入札実施要領(13)支払条件にて、中間前金払、部分払の選択制とありますが、中間前払金は何時に何%、部分払はそれぞれ何時にそれぞれ何%の支払いなのか詳しく説明して頂いてもよろしいでしょうか。</p>	<p>【中間前払金】 「門真市公共工事の前払金に関する規則」により、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、請求することができます。 ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 ④既に前払金の支出が行われていること。 ⑤部分払の請求がされていないこと。</p> <p>支払の限度額は、平成31年度の出来高予定額の2割を超えない範囲です。(今回の工事では平成30年度に支払がないため、契約金額の2割を超えない範囲となります。) なお、①～⑤は各会計年度の要件なので、①であれば、平成31年度の工期の2分の1を経過している必要があります。</p> <p>【部分払】 「門真市契約及び財産に関する規則」により、中間前払金の請求がされていなければ、何時でも請求することができます。完済前に、既済部分に対する対価の支払いを請求するため、既済部分の範囲によって請求金額は異なります。ただし、既済部分に対する対価の10分の9を超える支払はできませんのでご注意ください。(詳しい計算方法については「門真市工事請負契約約款」をご参照ください。)</p> <p>要綱等は本市HP及び電子入札・契約情報よりご覧いただけますので、併せてご確認ください。</p>

回答	(e-mailアドレス) keiyaku@city.kadoma.osaka.jp
	門真市 総務部 総務課 契約グループ 電話06 (6902) 5746 (内線2216~2218)